　　　相生市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例（案）

　（趣旨）

第１条　この条例は、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４３条の２第１項の規定に基づき、市長若しくは市の委員会の委員若しくは委員又は市の職員（同法第２４３条の２の２第３項の規定による賠償の命令の対象となる者を除く。以下「市長等」という。）の市に対する損害を賠償する責任の一部を免れさせることに関し必要な事項を定めるものとする。

　（損害賠償責任の一部免責）

第２条　市は、市長等の市に対する損害を賠償する責任を、市長等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、市長等が賠償の責任を負う額から、市長等に係る基準給与年額（地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１７３条第１項第１号に規定する普通地方公共団体の長等の基準給与年額をいう。）に、次の各号に掲げる市長等の区分に応じ、当該各号に定める数を乗じて得た額を控除して得た額について免れさせる。

　(1) 市長　６

　(2) 副市長、教育委員会の教育長若しくは委員、選挙管理委員会の委員又は監査委員　４

　(3) 公平委員会の委員、農業委員会の委員又は固定資産評価審査委員会の委員　２

　(4) 市の職員（前２号に掲げる職員を除く。）　１

　　　附　則

　この条例は、令和２年４月１日から施行する。